

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区鎌倉三丁目一〇番、最後の住所東京都葛飾区鎌倉三丁目一〇番一八号 被相続人 亡 朝川 喜克 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 東京都千代田区神田神保町三丁目二三番地 新聞之新聞ビル三〇五号室 菅野綜合法律事務所 事務所 相続財産清算人 弁護士 菅野 光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市東坂元二丁目三二七六番地、最後の住所東京都豊島区駒込六丁目六番二一〇号 被相続人 亡 池畑 哲 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階 潮見坂綜合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 河西 一実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市千人町三丁目一七番、最後の住所東京都八王子市中野山王二丁目二番一四号レジデンス翔一〇三三〇号 被相続人 亡 白井 保博 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 東京都武蔵野市中町一丁目二八番一〇号 ローラン武蔵野二階 武蔵野法律事務所 相続財産清算人 弁護士 井口 宇乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区旗の台五丁目一二〇七番地、最後の住所東京都大田区南馬込五丁目六番一六四〇八号 被相続人 亡 本多 良弘 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 東京都都港区新橋一丁目一八番一三三〇号 事務所東京都港区新橋一丁目一八番一三三〇号 杉村ビル七階井野法律事務所 相続財産清算人 弁護士 井野 直幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡与謝野町宇三河内一七七一番地、最後の住所東京都練馬区栄町二番一〇号角田ビル二〇二 被相続人 亡 江原 紀子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 事務所東京都中央区銀座一丁目一〇番三〇号 銀座DTビル四階 千葉法律事務所 相続財産清算人 弁護士 千葉 道則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区北葛西一丁目七七八九番地、最後の住所東京都江戸川区北葛西一丁目三番二二〇号 被相続人 亡 矢作 秀平 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 東京都千代田区神田司町二丁目八番地四吹田屋ビル七階 あぼろ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 森田 憲右

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿一丁目一八番地、最後の住所東京都多摩市落合一丁目二四番地の四グリーンプラテア多摩センター三〇五 被相続人 亡 平木 和江 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 東京都新宿区四谷二丁目四番地三 久保ビル二階 大谷&パートナーズ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 豊澤 朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市大磯町大磯六三番地、最後の住所神奈川県川崎市大磯町大磯六三番地 被相続人 亡 馬島 豊司 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 神奈川県平塚市明石町一七番一〇号 湘南露木法律事務所 相続財産清算人 弁護士 露木 誠也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県五泉市吉沢二丁目一二番地、最後の住所新潟県五泉市南本町三丁目一番一〇号 被相続人 亡 笹岡 一男 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 事務所新潟県中央区上所二丁目五番一〇号 相続財産清算人 司法書士 渡邊健一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県山梨市上神内川一五四一番地、最後の住所山梨県山梨市三ヶ所六五二番地三 被相続人 亡 松元 法子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 山梨県甲府市相生一丁目一番五号甲府西川ビル塩原法律事務所 相続財産清算人 弁護士 塩原美紗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市大覚寺一丁目一四番地二、最後の住所静岡県焼津市大覚寺一丁目一四番地の二 被相続人 亡 増田 進 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 静岡県葵区駒形通四丁目六番六号司法書士 ずかざりーガルオフィス 相続財産清算人 司法書士 山本 剛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市嬉野小原町四八番地、最後の住所三重県松阪市嬉野権現町八八番地 被相続人 亡 坂井 憲 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 三重県津市幸町二九番一六号東海ビル一階 相続財産清算人 弁護士 伊藤 正朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市下神戸一四五六番地、最後の住所三重県鈴鹿市庄野羽山三丁目九番一〇号 被相続人 亡 福嶋 博夫 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十七日 三重県津市大谷町二一番八さくら総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 加藤 謙一

第54期決算公告

千葉県東金市小沼田字午開1655番3 千葉園芸プラスチック加工株式会社 代表取締役 江澤 英隆

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位：千円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科	目	金額	科	目	金額
流動	資産	210,405	流動	負債	22,700
固定	資産	15,168		(うち賞与引当金)	(2,337)
			固定	負債	28,099
				(うち退職給付引当金)	(28,099)
			株主資本		174,775
			資本金		60,000
			利益剰余金		114,775
			利益準備金		15,000
			その他利益剰余金		99,775
			(うち当期純利益)		(4,000)
資産合計		225,574	負債・純資産合計		225,574